第３号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事　業　者　排　出　量　削　減　計　画　書

☑ 新規　　□ 変更

（宛　先）　京都府知事	令和2年9月28日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪市中央区難波5丁目1番5号	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社　髙島屋 代表取締役　村田善郎 電話　06-6631-1101

主たる業種	百貨店、総合スーパー							細分類番号	5	6 1 1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則							☑ 第12条第１項第１号 □ 第12条第１項第２号又は第３号 □ 第12条第１項第４号		
計　画　期　間	令和２年４月から令和５年３月まで									
基　本　方　針	エネルギー・水道消費の削減、廃棄物排出量の削減等、全部門環境マネジメントシステムにより昨年実績の１％削減を目指す。									
計画を推進するための体制	店長を本部長とする環境・社会貢献委員会及びエネルギー推進委員会を月例開催。									
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量		基準年度（29～1）年度		第１年度（２）年度		第２年度（３）年度		第３年度（４）年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量		12,744.4	トン	12,717.4	トン	12,717.4	トン	12,717.4 トン	-0.2 パーセント
	評価の対象となる排出の量		14,518.9	トン	12,717.4	トン	12,717.4	トン	12,717.4 トン	-12.4 パーセント
	目標の根拠		冷房温度の適正運用取り組み、設備運用の工夫、設備投資時の省エネ機器の導入促進を図り削減に努める							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度（１）年度		第１年度（２）年度		第２年度（３）年度		第３年度（４）年度	増減率
	百貨店	事業活動に伴う排出の量（延べ床面積×営業時間　/100）	2.57		2.57		2.57		2.57	0.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量								パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠		冷房温度の適正運用取り組み、設備運用の工夫、設備投資時の省エネ機器の導入促進を図り削減に努める							
重点的に実施する取組の実施計画			基準年度（１）年度		第１年度（２）年度		第２年度（３）年度		第３年度（４）年度	備考
			127.0	パーセント	122.0	パーセント	122.0	パーセント	122.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	（２）年度		熱源機設定温度管理の徹底によるエネルギーの削減、設備更新時にトップランナー製品の利用							
	（３）年度		熱源機設定温度管理の徹底によるエネルギーの削減、設備更新時にトップランナー製品の利用							
	（４）年度		熱源機設定温度管理の徹底によるエネルギーの削減、設備更新時にトップランナー製品の利用							
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容		前日マイカー通勤原則禁止							
	上記の措置を採用する理由		社内規定							

森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第１年度（２）年度		第２年度（３）年度		第３年度（４）年度		備考
	森林の保全及び整備によるもの		トン		トン		トン	
	府内産の木材の利用によるもの		トン		トン		トン	
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン		トン		トン	
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン		トン		トン	
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン		トン		トン	
	合計	0.0	トン	0.0	トン	0.0	トン	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	髙島屋グループは地球環境を守る為に、地球温暖化防止への貢献に重点をおき、C02の削減を中心に様々な活動を行う事により、環境問題の解決に繋がる２１世紀の心豊かなライフスタイルを提案していきます。							
特記事項								

注１　該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
２　「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
３　「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の３年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
４　「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
５　「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。